### 第 10 期活動報告

#### 学習会

年間 40 回 (累計 120 時間) の開講を実現。参加者数の合計は、支部員・賛助支部員 780 名、 聴講生 49 名、計 829 名。各回平均参加者数は約 21 名。開講科目は基本六法をはじめとする 法律科目、講師の先生方は 11 名。有意義な「学業」の継続につながる有益な「道標」を提供 する方針を堅持。ほか、学生会神奈川支部でも年間 24 回 (累計 84 時間) を開講、支部員は 無料にて参加可能とし、合計年間 64 回 (累計 204 時間) の対面学習の機会を提供しました。

# ランチ 懇親会

学習会「午前の部」開講後には、原則として毎回、ランチミーティングを開催。誰でも気軽に参加できる憩いの「場」として、重要な役割を果たしています。一方、懇親会は、計 35 名が参加した忘年会をはじめ、春・秋季の歓送迎会、箱根駅伝応援会懇親会などを積極的に企画・開催しましたが、夏期スクーリング期間中の「通教生のつどい」の休止に伴い恒例の二次会の開催を見送るなど、全体としては例年に比べ控えめな活動となりました。

## 集中ゼミ

遠隔地において開講される従来型の「合宿ゼミ」には参加しにくい様々な事情を有する方にも広くゼミ参加の機会を提供する、という「都市型」のコンセプトの下、いわゆる「集中ゼミ」として、平成30年6月に第16回教員招請行事(不法行為法)、平成31年3月に第17回教員招請行事(刑事訴訟法)を開催しました。参加者全員に発表資料の作成を義務付ける方式は見直しましたが、質疑などにおいて「全員参加型」のスタイルは維持しました。

## その他

当支部独自の学習ガイダンスは、前期は4回、後期は3回、それぞれ比較的新入生の参加が多く見込まれる学習会の開講前の時間帯に実施しました。学習相談制度も、継続しています。運営面では、目標としていた「より一層の実務の継承・シェア」は実現できず、特定の役員・協力員に引き続き負荷が集中している状況ですが、公式サイト・メールマガジン・Twitter・Facebook 等を活用した多面的な情報発信を継続するなど、安定した活動の維持に努めました。